

## R7.7.1 現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方が提出するもの

全員必要

### ① 申請書「栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書」

※ 記入の方法については、別添の「記入例」を参照してください。

### ② 振込口座届「栃木県奨学のための給付金（公立）受領口座届出書」

※ 通帳の写し（金融機関名・口座名義・口座番号等が分かるように写しを添付してください）

※ 保護者等（申請者）の口座を指定してください。

※ 振込口座名義が保護者等（申請者）以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

「委任状」が必要な場合は、在学する学校へ御連絡ください。

### ③ 福祉事務所で発行された「生活保護受給証明書」

※ 令和7年7月1日以降に福祉事務所「生業扶助」の有無が証明を受けたものを提出してください。

栃木県外又は国立高等学校（高専等）へ在学している方のみ必要

### ④ 対象となる高校生等（生徒本人）の在学証明書

※ 栃木県外の高等学校等に在学している場合のみ。ただし、茨城県・群馬県・埼玉県の学校に在学し、該当県教育委員会を経由して申請する場合は省略できます。

## 令和7年度 非課税世帯の方が提出するもの

### 全員必要

#### ① 申請書「栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書」

※ 記入の方法については、別添の「記入例」を参照してください。

#### ② 振込口座届「栃木県奨学のための給付金（公立）受領口座届出書」

※ 通帳の写し（金融機関名・口座名義・口座番号等が分かるように写しを添付してください）

※ 保護者等（申請者）の口座を指定してください。

※ 振込口座名義が保護者等（申請者）以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

「委任状」が必要な場合は、在学する学校へ御連絡ください。

### いずれか一方が必要（保護者等全員）

#### ③ 令和7年度課税証明書又は、個人番号カード(写)を貼付したマイナンバー提出台紙

※ 個人番号カード(写)等を提出しても税額を確認できなかった場合は、後日、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

税の申告（確定申告等）を行っていない場合、税額を確認できない場合があります。また、申告をしないと課税証明書が発行されない場合があります。

※ マイナンバー提出台紙を保護者が持参又は、郵送する場合は次のページを参照してください。

### 栃木県外又は国立高等学校（高専等）へ在学している方のみ必要

#### ④ 対象となる高校生等（生徒本人）の在学証明書

※ 栃木県外の高等学校等に在学している場合のみ。ただし、茨城県・群馬県・埼玉県の学校に在学し、該当県教育委員会を經由して申請する場合は省略できます。

**【保護者等がマイナンバー提出台紙を直接、持参又は、郵送する場合は】**

○個人番号カード(写)等の提出に当たり、別途、下表の身元確認書類の提示・提出が必要です。

○持参の場合は、提出の際に、身元確認書類を提示してください。

○郵送の場合は、身元確認書類の写しを申請書と併せて提出してください。

※生徒が学校に持参・提出する場合は、身元確認書類は不要です。

**【個人番号の利用目的】**

○マイナンバー(個人番号)は、栃木県奨学のための給付金(公立)の審査(市町村民税所得割、道府県民税所得割額の確認)に使用します。

	保護者等の身元確認書類 ※生徒の確認書類は不要です
マイナンバーカードをお持ちの方	○マイナンバーカード(個人番号カード)の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	○顔写真付身分証明書(次の①～⑤の書類から1点)  ①運転免許証又は運転経歴証明書 (有効期限内のもの。住所が変更になっている場合は裏面も。) ②旅券(パスポート) ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 ④在留カード・特別永住者証明書 ⑤本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの ◇税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ◇顔写真付き資格証明書 (例) 船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証(宅地建物主任取引者証)／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証 など  ※①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

## 家計急変世帯の方が提出するもの

(令和7年度市町村民税・道府県民税所得割の合算が0円(非課税)ではない世帯が対象)

### 全員必要

#### ① 申請書「栃木県奨学のための給付金(公立)支給申請書(家計急変)」

※ 記入の方法については、別添の「記入例」を参照してください。

#### ② 振込口座届「栃木県奨学のための給付金(公立)受領口座届出書」

※ 通帳の写し(金融機関名・口座名義・口座番号等)が分かるように写しを添付してください。

※ 保護者等(申請者)の口座を指定してください。

※ 振込口座名義が保護者等(申請者)以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

「委任状」が必要な場合は、在学する学校へ御連絡ください。

### いずれか一方が必要(保護者等全員)

#### ③ 令和7年度課税証明書又は、個人番号カード(写)を貼付したマイナンバー提出台紙

※ 個人番号カード(写)等を提出しても税額を確認できなかった場合は、後日、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

税の申告(確定申告等)を行っていない場合、税額を確認できない場合があります。また、申告をしないと課税証明書が発行されない場合があります。

#### 【書類を提出するに当たっての注意事項】

◆ 課税証明書等については、原則保護者(親権者)全員分が必要です。

控除対象配偶者の省略はできません。(父親・母親がいる場合は、父親と母親の両方)

※ 家庭の事情によりやむを得ず、保護者(親権者)の課税証明書等の提出が困難な場合は、在籍する学校へ相談してください。

### 栃木県外又は国立高等学校(高専等)へ在学している方のみ必要

#### ⑤ 対象となる高校生等(生徒本人)の在学証明書

※ 栃木県外の高等学校等に在学している場合のみ。ただし、茨城県・群馬県・埼玉県の学校に在学し、該当県教育委員会を經由して申請する場合は省略できます。

## ⑥ 保護者等の家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

※ 保護者全員について、以下の書類（a～cのいずれか）を御提出ください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	家計急変状況申出書、直近3か月分の給与明細書の写し、給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※定年退職等は家計急変の事由として認められません。	離職票、雇用保険受給者資格者証、退職証明書、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出書、罹災証明書、診断書 等
c	世帯状況の変化	離別や死別を証明する書類、及び、家計急変後の収入を証明する書類。	離婚届受理証明書、死亡診断書、戸籍謄本又は附票等で離別や死別を証明できるもの 家計急変後の収入がある場合は、それを証明する書類も提出してください。（aを参照）